

令和8年9月16日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社竹中土木	東京都江東区新砂1-1-1

2 入札参加資格停止措置期間 令和8年9月16日から令和8年10月15日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。

このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14号「不正又は不誠実な行為」のアに該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第14号 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から1 カ月以上9カ月以内